

『マイナ保険証』をご利用ください

健康保険証は2025年12月1日をもって、利用できなくなります。

2025年12月2日以降、医療機関を受診される際は、『マイナ保険証』をご利用ください。

なお、『マイナ保険証』をお持ちでない方には、『資格確認書』を発行いたします。『資格確認書』を医療機関等へ提示することで保険診療にて受診可能となりますが、有効期限があり、毎年更新する必要があるため、『マイナ保険証』を利用することをおすすめいたします。

『マイナンバーカード』をお持ちでも実際に医療機関で利用されていない方も多くいらっしゃいますので、健康保険証が利用できなくなる前に利用してみてください。



保険証の種類

現在

2025年12月2日以降

マイナ保険証

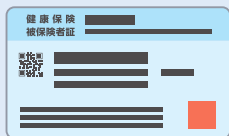


『マイナ保険証』に一本化

医療機関を受診する際には『マイナンバーカード』を持参しましょう。受付等に設置されている顔認証付きカードリーダーで操作することにより、簡単に『マイナ保険証』として利用できます。事前に利用登録をしなくても利用可能です。

＜注意点＞『マイナンバーカード』には有効期限があります。カードに内蔵されたICチップ（電子証明書）の有効期限は5年（発行日から5回目の誕生日まで）です。有効期限が来る前に自治体から「有効期限通知書」が届きますので、必ず更新手続きを行いましょう。

健康保険証



2025年12月1日まで利用可能

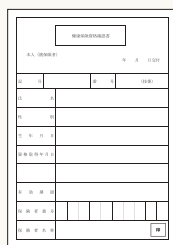
健康保険証の発行は再発行も含めて終了しました。

廃止

資格確認書

2025年8月31日まで

2025年9月1日以降



現行の『資格確認書』

有効期限
2025年8月31日

更新

新しい『資格確認書』

有効期限
2026年8月31日

健康保険証を持っていない、または、『マイナ保険証』を利用できない方へ発行
ソニー健保に加入したときなどにご本人からの申請に基づいて発行しますが、
職権で発行する場合があります。



お知らせ

『資格確認書』の更新を行います

健康保険証を持っていない、または、『マイナ保険証』を利用できない場合の代替手段として発行している『資格確認書』の有効期限が、2025年8月31日で切れます。

2025年7月31日時点で『資格確認書』を所持しており、『マイナンバーカード』を所持していない、または、『マイナンバーカード』を所持しているが健康保険の利用登録を行っていない方を対象に『資格確認書』の更新を行います。

有効期限が切れる前の8月中に9月1日から有効の新しい『資格確認書』を発行しますので、9月以降は新しい『資格確認書』をご利用ください。

なお、有効期限が切れた『資格確認書』はご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

！ご注意ください！

- サイズはA4判で、コピー偽造防止用紙で発行します。
- 『資格確認書』をお持ちの方で、発行後『マイナ保険証』をご利用いただいている方へは、発行しません。
- 従来の健康保険証をお持ちの方は、更新対象者ではないため、発行されません。
- 『資格確認書』は『マイナ保険証』を健康保険証として利用できない場合の代替手段として発行しているため、有効期限を定めて発行します。

詳細は
「HAIJII4月号」で
ご確認ください！



『マイナ保険証』の 利用をおすすめします

すごくありがたい
YouTubeの動画だよ！
ぜひ視聴してね♪

使ってみよう！
マイナ保険証
(健保連)



オススメ！

「健康保険組合連合会」からのお知らせ

マイナ保険証での受診が 始まっています



今すぐ使えるマイナ保険証の利用方法をお知らせします



データに基づく治療が受けられるメリットがあります



あなたの大切な人にも
マイナ保険証の利用をおすすめください。

ぜひ、あなたの大切な人にもマイナ保険証の利用をおすすめください

